

## 別紙 1

## 水俣市雨水管理方針策定業務委託 基本仕様書

## 1. 標準業務内容

作業内容		
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項及び要望事項、策定方針の確認	作業方針の確認、作業スケジュールの確認、雨水管理の策定方針の確認
2. 基礎調査		
2-1 現地踏査	対象区域の地域特性の把握	地形・地勢、生活環境、道路状況、交通状況、河川水路状況、家屋の状況、既存雨水関連施設の状況、主要地下埋設物状況、ライフラインの状況、地下空間の利用状況等
	対象区域の土地利用の把握	土地利用形態の現況
2-2 資料収集・整理	浸水被害実績	浸水被害実績の日時・場所、被害状況（浸水面積、床上床下戸数、浸水深、浸水原因、被害の時間変化等）、水防活動状況等
	降雨記録	降雨観測点（消防等他部局の観測点も含む）の名称・所在地、地域の既往最大降雨、浸水被害時の10分単位の時系列降雨量等
	外水位	外水位（河川水位、潮位など）観測点の名称・所在地、浸水被害時の1時間単位の時系列水位等
	雨水整備状況	雨水整備区域、各種施設の整備状況等
	下水道計画	下水道法事業計画書、一般平面図、排水区画割施設平面図、計画降雨諸元（整備目標、確率年、降雨強度式）、浸水想定区域図（内水ハザードマップ）、その他ハザードマップに適用した降雨諸元（降雨時系列、総降雨量、降雨継続時間）等
	河川等整備状況	河川計画資料（計画諸元、図面等）、河川整備状況（現況整備計画、整備状況等）貯留・浸透施設の現況と計画（施設諸元、図面等）、その他の排水施設（農業用排水路等）の現況と計画（施設諸元、図面等）等
	地形・地勢等状況	地形図（DM データ（デジタルマッピング）、標高図（LP データ（航空レーザー測量データ）、土地利用図（数値情報、図面等）等
	地下空間の利用状況	地下街の位置・規模、その他の地下空間施設情報等
	水位計等の設置状況	水位計の位置・機種等
	評価指標に係る施設情報	地下街の有無（規模、位置等）、災害時要配慮者施設の有無（規模、位置等）、公共交通施設の有無（駅等の位置、利用者数等）、資産（建物）の分布状況（DM データ）、人口の分布状況（統計資料）等
	その他	浸水対策に係る地域の要望についての情報、地域防災計画等
2-3 まとめと照査		「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 検討対象区域の設定		
3-1 検討対象区域の設定		現状又は将来の土地利用の状況等、浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産、人口等の集積状況等を勘案し設定
3-2 まとめと照査		「検討対象区域の設定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 浸水要因分析と地域ごと		

の課題整理		
4-1 地域（ブロック）分割		検討対象区域の分割
4-2 浸水リスクの想定		浸水実績、内水ハザードマップ、浸水シミュレーションや地形情報（標高データ）による簡易シミュレーション等作成及びその結果に基づく浸水危険性の想定
※ この作業内容のうち、各種シミュレーション業務は本歩掛に含まれていない。		
4-3 地域ごとの浸水要因分析		基礎調査及び浸水危険性の想定に基づく浸水要因の分析
4-4 まとめと照査		「浸水要因分析と地域ごとの課題整理」における方針の確定・確認と作業内容の照査
5. 地域ごとの雨水対策目標の検討		
5-1 評価指標の設定と評価		雨水対策目標を定めるための評価指標の設定及び必要に応じた評価指標の重み付け検討、地域ごとの指標の重要度評価
5-2 地域ごとの対策目標と浸水対策実施区域の設定		浸水リスク等の評価や地域の状況に応じた柔軟な対策目標の設定 浸水被害の発生状況や浸水リスク、資産・人口の集積状況等を勘案した浸水対策実施区域の設定 重点対策地区、一般地区等の区域分け
5-3 実施区域外の位置付けの検討		浸水対策実施区域外の取扱い方法の検討
5-4 まとめと照査		「地域ごとの雨水対策目標の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 段階的対策方針の策定		
6-1 段階的対策方針の策定	段階的対策時における対策メニュー案	現在・中期・長期の各段階に応じた対策メニュー案の抽出
	事業可能量の考慮	財源等に応じた概略対策可能量把握 現在・中期・長期の段階的対策方針策定
6-2 まとめと照査		「段階的対策方針の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 提出図作成		
	雨水管理方針マップの作成	計画期間、下水道計画区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針等の図化
	雨水管理方針説明書の作成	雨水管理全般についての概要説明書
	その他関係図書の作成	
	打合せ議事録の作成	
8. 計画協議	水俣市上下水道局との計画協議	

## 2. 業務委託標準仕様書

### 〔1〕 一般仕様書

#### 第1章 総則

##### 1. 1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という）は、水俣市において、効率的かつ総合的な浸水対策の実施を図るため、特記仕様書に示す事項につき「水俣市雨水管理方針」の策定に必要な図書を作成することを目的とする。

##### 1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

##### 1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

##### 1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

##### 1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

##### 1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

##### 1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては、公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

##### 1. 8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、水俣市上下水道局の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- ・業務の着手時 … 着手届、工程表、管理技術者届、照査技術者届、職務分担表
- ・業務の完了時 … 完了届、成果品納入届、業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承諾を受けるものとする。

##### 1. 9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

## 1. 10 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

## 1. 11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に水俣市上下水道局の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、水俣市上下水道局の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務の完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに業務の修正を行わなければならない。

## 1. 12 関係官公庁等の協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

## 1. 13 参考資料の貸与

水俣市上下水道局は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

## 1. 14 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

## 1. 15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

## 1. 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、水俣市上下水道局と受注者で協議のうえ、これを定める。

## 第2章 計画

### 2. 1 一般的事項

受注者は調査及び計画に当たり、十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは、遅滞なく打合せを行うものとする。

### 2. 2 業務の手順

- (1) 業務は、十分な協議打合せのあと施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせに必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

### 2. 3 現地踏査

現地踏査は対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

### 2. 4 調査及び計画

受注者は、水俣市上下水道局より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討したあと、1の「標準業務内容」に基づいて雨水管理方針を作成するものとする。

## 2. 5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

## 第3章 提出図書

### 3. 1 提出図書

成果品の提出図書は、次のとおりとする。

- |                           |       |    |
|---------------------------|-------|----|
| (1) 雨水管理方針図書              |       |    |
| ① 雨水管理方針説明書               | A4版製本 | 5部 |
| ② 雨水管理方針マップ(縮尺1/25,000程度) | A1白焼き | 5部 |
| (2) その他関係図書               |       |    |
| (3) 打合せ議事録                |       |    |
| (4) 電子成果品一式               |       |    |

## 第4章 参考図書

### 4. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- |   |              |
|---|--------------|
| (1) 雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)                     | (国土交通省)      |
| (2) 下水道事業の手引                                | (日本水道新聞社)    |
| (3) 下水道計画の手引                                | (全国建設研修センター) |
| (4) 下水道施設計画・設計指針と解説                         | (日本下水道協会)    |
| (5) 下水道維持管理指針                               | (日本下水道協会)    |
| (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説                   | (日本下水道協会)    |
| (7) 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて                 | (日本下水道協会)    |
| (8) 下水道事業における費用効果分析マニュアル                    | (国土交通省)      |
| (9) 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針                   | (国土交通省)      |
| (10) 下水道総合浸水対策計画策定マニュアル(案)                  | (国土交通省)      |
| (11) 官民連携した浸水対策の手引き(案)                      | (国土交通省)      |
| (12) 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル(案)                | (国土交通省)      |
| (13) 水位周知下水道制度に係る技術資料(案)                    | (国土交通省)      |
| (14) 内水浸水想定区域図作成マニュアル(案)                    | (国土交通省)      |
| (15) 水害ハザードマップ作成の手引き(案)                     | (国土交通省)      |
| (16) 下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き(案)         | (国土交通省)      |
| (17) 流出解析モデル利活用マニュアル(雨水対策における流出解析モデル運用の手引き) | (日本下水道新技術機構) |

## 〔2〕 特記仕様書

### 1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

## 2. 業務の内容

業務の内容は、下記のとおりとする。

※ 対象は別添図のとおり

2-1 対象区域： 361ha

2-2 浸水リスクの想定方法

(1) 既存資料

- ・内水ハザードマップ (なし)
- ・浸水シミュレーション結果 (なし)

(2) 簡易シミュレーションを実施する場合 (あり) 対象面積： 361ha

1) 簡易シミュレーション

- ① 基礎調査
- ② 排水区のモデル化
  - ア 管渠モデルの作成
  - イ 地表面モデルの作成
- ③ キャリブレーション
- ④ シミュレーション
  - ア 現有施設的能力評価
  - イ 対策施設の効果確認

⑤ 提出図書の作成

2) 対策施設の検討

① 雨水管渠計画